

セルフ南草津SS閉店に伴う  
チャージプリペイドカード払い戻しのお知らせ  
(資金決済に関する法律に基づく払い戻しのお知らせ)

日頃よりご愛顧いただいております当社セルフ南草津SSが、2016年10月31日をもって閉店いたしました。つきましては同店で発行済みのチャージプリペイドカードについて、資金決済に関する法律20条第1項に基づき、下記の通り払い戻しを行いますので、期間内にお申し出いただきますようお願いいたします。

記

1. 払い戻しを行う発行者 山文商事株式会社

2. 払い戻しの対象となるプリペイドカード

- 1) 名称 ・チャージプリペイドカード ・カーウォッシュプリペイドカード



2) 発券店舗 ・セルフ南草津SS 滋賀県草津市1丁目17-29

※他店舗発券のカードは払戻しできません。

3. 払い戻しのお申出期間

2016年11月1日(火) ～ 2017年1月31日(火)

4. 払い戻しのお申出方法

下記のお問い合わせ先へご連絡をお願いします。担当窓口より「チャージプリカ返金受付票」を郵送させていただきますので、必要事項(①お客様氏名、②ご住所、③ご連絡先、④払込先銀行口座)をご記入の上、「未使用残高のあるカード」と一緒に下記<お問い合わせ先>へご返送下さい(2017年1月31日消印有効)。

銀行振込にてご返金致します。 ※ 振込手数料は弊社で負担いたします。

尚、事務手続き上書類御到着からご返金までに2週間程かかりますので、予めご了承下さい。

5. 払い戻しが出来ない場合

- 1) 使用済みの場合(未使用残高が0円の場合)
- 2) 偽造又は変造もしくは盗難されたカードの場合
- 3) 破損によりカードの未使用残高が確認できない場合
- 4) 払戻申込書に不備があり不備内容の確認が出来ない場合

6. 期間外のお取り扱いについて

お申出期間内に払い戻しのお手続きをいただけなかった未使用残高のあるチャージプリペイドカードにつきましては、当該払い戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

<お問い合わせ先> 〒550-0001 大阪府大阪市西区土佐堀1丁目2番10号  
山文商事株式会社 本社 SS部 「セルフ南草津SSプリカ払戻し担当」  
TEL 06-6443-1134

以上